

意見書案第9号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成29年6月30日

大津市議会議長

仲野弘子様

提出者 高橋健二
濱奥修利
佐藤弘
改田勝彦
清水ひとみ

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

平成 28 年 12 月に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律が成立した。この法律は、統合型リゾート施設の整備推進のため、カジノの法制度化を視野に入れて制定されたものである。その成立に当たっては衆議院、参議院それぞれの内閣委員会における附帯決議で、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備や、ギャンブル等依存症患者の相談体制及び臨床医療体制の強化などを政府に求めている。

政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、平成 29 年 3 月に第一段階の取りまとめとしてギャンブル等依存症対策に関する論点整理を発表したところである。

これまでにも、ギャンブル等依存症は自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題を引き起こしてきたが、政府はその実態を十分に把握しておらず、具体的な対策もとられてこなかった。しかし、カジノの法制度化を検討するのであれば、並行してギャンブル等依存症への対策を強化することが不可欠である。

よって、国及び政府においては、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化のため以下項目の早期実施を強く求めるものである。

記

1. 論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策基本法の制定に取り組むこと。
2. 論点整理等を踏まえ、早急にギャンブル等依存症の実態を把握し、効果的な対策や実施方法を検討すること。
3. 公営ギャンブル等を管轄する省庁は複数にまたがり、かつ規制と振興の担当省庁が同一であるため、既存ギャンブルに対する規制を一元的に統括し規制することが困難であり、ギャンブル等依存症対策の効率的かつ効果的な実施が望めない。より専門的にギャンブル等の依存対策や対応が可能となるような、企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
4. ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、アルコール依存症や薬物依存症への対策の取り組みと合わせ、包括的な対策を推進していくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長 仲 野 弘 子

内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

あて

意見書案第 10 号

登山者等の位置検知システムの導入促進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長

仲 野 弘 子 様

提出者 高橋 健 二
濱 奥 修 利
佐 藤 弘
改 田 勝 彦
清 水 ひとみ

登山者等の位置検知システムの導入促進を求める意見書

近年、登山愛好者の増加などに伴って山岳での遭難事故が増加傾向にあり、その対策が急務となっている。

平成 29 年 3 月に発生した高校生ら 8 人が死亡する痛ましい雪崩遭難事故は記憶に新しいところであるが、これに限らず、知識が十分でない登山者の滑落事故やバックカントリースキー中の雪崩事故など、枚挙にいとまがない。

各地方公共団体においては、国からの通知等を踏まえてさまざまな対策に取り組んでいるところであるが、最も重要なことは可能な限り迅速に救助することであり、そのためには遭難者の位置情報をつかむシステムの構築が有効である。

よって、国及び政府においては、以下の項目に留意の上、山岳遭難者の早期救助のための登山者等位置検知システムの導入の促進を図るよう強く求める。

記

1. 山岳での電波伝搬特性に優れた 150MHz 帯の位置検知システムの導入を促進すること。
2. 周波数の有効利用を促進するために時間的有効利用が可能なシステムの専用周波数を確保すること。
3. 登山者等位置検知システムの導入にあたっては、より安全な登山の実現のため登山関係者がお互いに助け合うことのできる、自助自立を基本とした運用体制の整備を図ること。
4. 登山者がシステムの端末を安価に利用できるようにするために、レンタル制の導入や、規格の統一を図ること。
5. 電波を発信する登山者位置検知システム（特定小電力無線局を除く）にかかる法的枠組みを早急に整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長 仲野 弘子

内閣総理大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長

あて

意見書案第 11 号

北陸新幹線の延長工事に伴う、JR湖西線の経営分離に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長

仲 野 弘 子 様

提 出 者 岸 本 典 子

立 道 秀 彦

石 黒 賀 津 子

林 ま り

北陸新幹線の延長工事に伴う、J R湖西線の経営分離に反対する意見書

与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームは2016年12月、北陸新幹線のルートについて、敦賀駅と小浜駅、京都駅を経由する小浜京都ルートの採用を正式決定し、さらに、2017年3月には京都から新大阪間の南回り案を確定し、北陸新幹線の全ルートが固まったところである。

今後は並行在来線の取り扱いが焦点となるが、整備新幹線建設においては、同区間を走行する在来線の優等列車が新幹線に移る線を並行在来線としており、北陸新幹線では石川県と大阪府を結ぶ特急サンダーバードが該当することから、J R湖西線がその検討対象の一つになる可能性が指摘されている。

並行在来線はJ Rから経営を分離することが前提とされ、分離された在来線は、県や沿線自治体の出資する第三セクターが経営を引き継ぐことが一般的であるが、その経営には多額の財政負担を伴うことから、仮に湖西線が並行在来線になれば、運賃の値上げや運行本数減を招き、利便性が大きく低下してしまう懸念がある。

J R湖西線は、沿線地域に暮らす住民にとって生活路線であり、通勤・通学はもとより通院や日常的な買い物などの住民の足として重要な役割を担っており、その利便性の低下は地方の衰退にすらつながりかねないことから、西日本旅客鉄道株式会社からの経営分離を受け入れることは到底できない。

よって、国及び政府においては、J R湖西線が西日本旅客鉄道株式会社から分離されることのないよう、並行在来線の定義を定めた申し合わせを見直すことを含め、必要な対策を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

大津市議会議長 仲野 弘子

内閣総理大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

あて

意見書案第 12 号

原発の稼働中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長

仲 野 弘 子 様

提 出 者 杉 浦 智 子

岸 本 典 子

立 道 秀 彦

石 黒 賀津子

林 まり

原発の稼働中止を求める意見書

福島第一原子力発電所事故はいまだ収束せず、事故の原因究明も不十分であるにもかかわらず、関西電力は 2017 年 5 月 17 日に、高浜原子力発電所 4 号機を再稼働した。

高浜原子力発電所 3、4 号機は、2016 年 3 月に大津地方裁判所が運転の差し止めを求めた住民の仮処分申請を認めて 2016 年 3 月に稼働を停止していたものであるが、2017 年 3 月に大阪高等裁判所が地方裁判所の判断を覆す決定を下したことにより再稼働され、3 号機も 6 月 6 日には稼働を始めている。

しかしながら、大阪高等裁判所の決定は、原子力規制委員会の新規制基準を正当化して適合していれば安全という新たな安全神話を追認したものであり、地震や津波の想定や安全対策、避難計画などへの不安は払拭されていない。実際に、2016 年 8 月に行われた高浜原発の事故を想定した広域避難訓練では、荒天のため船舶の運用を中止するなど、住民が避難できずにバスによる代替輸送を行うことになり、災害時の課題が浮き彫りになっている。

また、2017 年 1 月には工事用の大型クレーン 4 台のうち 1 台のクレーンブームが 2 号機原子炉補助建屋並びに燃料取扱建屋へもたれかかったことで、高浜発電所 2 号機の燃料取扱建屋などが損傷する事故が起きたように、関西電力の安全対策も不十分であると言わざるを得ない。

高浜原子力発電所は、原発が集中する福井県に立地している。避難計画の策定が義務付けられている 30 キロ圏内には京都府や滋賀県も含まれており、避難の対象になる人口は約 18 万人にも上る。さらに、関西の水がめとなる琵琶湖も近いため、一たび事故が起きれば広範囲に甚大な影響をもたらすおそれがある。

大津市は、高浜原子力発電所から 30 キロ圏外にあるものの、福島第一原子力発電所事故では同原発から 47 キロ離れた福島県飯舘村が被害を受けたことを踏まえて 2015 年に避難計画を策定している。しかし、国や周辺自治体との連携において、30 キロ圏外を含めた避難体制が確立されていないとして、越大津市長は高浜原子力発電所 4 号機の再稼働について「市民が原発の安全性に不安を持っている状態で、（中略）原発の安全性や避難体制が確立されていないままに、原発が次々と再稼働されることに反対する」と述べている。住民の生命と財産を守るための自治体首長のこうした意見を、国や政府においては真摯に受け止めるべきである。

安倍政権のもとでは、原子力発電所を重要なベースロード電源と位置づけ、これまでに九州電力の川内原子力発電所 1 号機、2 号機、四国電力の伊方発電所 3 号機を再稼働させ、今回の高浜原子力発電所 3 号機、4 号機に続いて夏以降には、九州電力玄海原子力発電所や関西電力大飯原子力発電所の再稼働も進めようとしている。

しかし経済産業省は 2017 年 4 月に、2017 年の夏も 2016 年の夏と同様に、関西エリアも含めて全国で節電要請を見送ることを発表している。原子力発電所を稼働させなくても電力は不足していない。つまり再稼働を推進する政策に何の道理もないことは明らかであり、2017 年 3 月の世論調査でも、再稼働反対が 55%と賛成 26%を大きく上回っており、稼働反対の世論も衰えることはない。

よって、国及び政府においては、国民の声を真摯に受け止め、高浜原発 3、4 号機を含む全ての原発の稼働を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長 仲 野 弘 子

内閣総理大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（原子力防災）
原子力規制委員会委員長
衆議院議長
参議院議長

あて

意見書案第 13 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の廃止
を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長

仲 野 弘 子 様

提出者 杉 浦 智 子
岸 本 典 子
立 道 秀 彦
石 黒 賀津子
林 ま り

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の廃止を求める意見書

現在国会で審議されている精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（以下、「精神保健福祉法」という。）は、2016年7月に相模原市の障害者施設で殺傷事件が発生したことを受け、同様の事態の再発防止を改正理由としている。しかしながら、被疑者の措置入院歴がマスコミ等の報道から注目を集めたものの、障害の程度や因果関係が明らかになっていない段階で、精神障害者の支援の枠組みに捜査当局が加わることに多くの障害者団体や医療関係者から監視強化を懸念する声が広がっている。

本改正案では、全ての措置入院患者について本人や家族の意思とは関係なく、退院後の支援計画の作成を義務づけるうえに、計画の実施に当たっての本人の拒否権が規定されていない。また、支援体制に警察の参加も容認すること、対象者が転出した場合は、都道府県など帰住先の保健所設置自治体が、転出先の自治体に計画内容等を通知しなければならないことなどが盛り込まれている。これは支援どころか、精神障害者のプライバシーや居住の自由までも侵害し、監視対象に置くものである。

こうした内容について、精神保健福祉法の目的である精神障害者の医療や福祉による援助よりも、再発防止と治安対策を優先する内容に、精神障害者は犯罪者だとする偏見を前提としたものなど多くの反対意見が寄せられている。

また本改正案は、参議院厚生労働委員会の審議中に、法案の改正趣旨から「相模原市の障害者支援施設の事件では、犯罪予告通り実施され、多くの被害を出す惨事となった。二度と同様の事件が発生しないよう、以下のポイントに留意して法整備を行う」との文章が削除され、修正された。社会保障審議会障害者部会の審議を経て閣議決定された内容の修正というだけでなく、法案審議中に改正趣旨が変更されるなど前代未聞の事態である。これは改正案提出の根拠を根本から失わせた上に、本来であれば法案を提出し直し最初から審議をやり直すべきである。

本来精神障害者に対する医療提供の拡充は、その病状の改善など精神的健康の保持増進を目的とすべきであり、退院後における地域での生活への移行促進は、人権の尊重・保障が大前提である。

よって、国及び政府においては、精神障害者の差別・偏見を助長し、権利侵害の危険性のある立法根拠を失った本改正案の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長 仲 野 弘 子

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

あて

意見書案第 14 号

本来の趣旨が活かせるふるさと納税制度を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長

仲 野 弘 子 様

提 出 者 杉 浦 智 子

岸 本 典 子

立 道 秀 彦

石 黒 賀津子

林 ま り

本来の趣旨が活かせるふるさと納税制度を求める意見書

2008年に創設されたふるさと納税制度は、居住地以外の地方自治体に寄附した場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、通常の所得税、住民税から原則として全額が控除される制度であり、郷里への応援、被災地支援など応援したい地域の力になれる制度である。

近年ふるさと納税が急増している背景には2015年から「ふるさと納税枠」が約2倍に拡充されたことや、豪華な返礼品がもらえるということが挙げられる。東海地方のある市では、寄附のお礼として市内の施設への入場券を贈っていたが、返礼品を黒毛和牛すき焼き肉などが選べるものに変更すると、最初の2日間で前年度1年間の6倍を超す寄附額が集まったと報告されているが、寄附額を返礼品で引き寄せることは、ふるさと納税本来の、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができるという目的からは外れている。

このような状況に対し、総務省は2017年4月に、返礼品は寄附額の3割以下にすることや、金券に近い商品券、高額な返礼品をやめるよう全国の自治体に要請したところであるが、各自治体によって対応はまちまちである。中にはふるさと納税の返礼品を廃止する自治体が出てきている。またふるさと納税を何に活用するのか各自治体が明らかにすることが大切だとの声もあがっている。

そのうえ2017年4月から地方創生事業を行う自治体に企業が寄附をすれば、その一部を法人事業税と法人住民税から差し引く、企業版ふるさと納税も創設された。自治体間競争に拍車をかけ企業と自治体の癒着が懸念されるどころであり、ますますふるさと納税が本来の趣旨と乖離したものになってしまうおそれがある。

自治体間で寄附金を返礼品内容などで奪い合う現在の状況は本末転倒であり、早急にふるさと納税を本来の目的に則した制度に見直さなければならない。

よって、国及び政府においては、ふるさと納税を自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができるという本来の趣旨が活かせる制度となるよう取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

大津市議会議長 仲野 弘子

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 15 号

沖縄・南西諸島への自衛隊配備計画の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長

仲 野 弘 子 様

提 出 者 杉 浦 智 子

岸 本 典 子

立 道 秀 彦

石 黒 賀 津 子

林 ま り

沖縄・南西諸島への自衛隊配備計画の中止を求める意見書

沖縄では、辺野古米軍新基地建設や高江ヘリパッドなどの米軍基地強化に加え、南西諸島が自衛隊のミサイル防衛の最前線とされ、急速に軍事化の動きが強められている。

2013年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画（2014年度～2020年度）で南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化すると明記され、その具体化の動きが急速に強まったものである。その後計画の詳細情報がなかなか示されなかったが、2015年3月、南西諸島への陸上自衛隊警備部隊の配備計画で、石垣島、宮古島、奄美大島の3島19カ所が候補地にあがっていることが明らかになった。そして2016年3月、与那国島に陸上自衛隊の沿岸警備隊が配備され、奄美大島にも基地建設工事が始まり、建設反対の住民が今年4月に工事差し止め訴訟を起こしている。また宮古島では中国との局地戦争を想定した警備部隊、約700から800人規模のミサイル部隊の配備計画があるほか、石垣島にも約500から600人規模の部隊を収容できる新基地建設が計画されている。これらが計画されている背景として政府は北朝鮮の核・ミサイル問題、中国の太平洋における軍事力増強の脅威をあげ、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しているとしている。

南西諸島での軍備拡張は、沖縄基地建設と一体のものであり、戦争法による海外派兵の出撃拠点をつくることにある。つまりは沖縄を軍事要塞化するものであり、基地なき島を望む多くの沖縄県民の思いを踏みにじり、戦争する国家づくりを進めるものに他ならない上、住民の生命・財産を守る視点はどこにもない。建設反対の運動や訴訟が起こされているなど住民の不安が払拭されず、納得が得られていない状況のまま計画が推進されることは、辺野古米軍新基地建設と同じく、住民自治に支えられる地方自治を否定する重大な問題と言わざるを得ない。

尖閣問題での中国脅威論を背景に軍事対応を強化すれば、その先にあるのは軍拡競争であり、有事の際にはこれらの島嶼が標的になることは明らかである。軍備拡張でいたずらに中国との緊張を高め、住民を巻き込む戦争の危機を生み出すよりも、外交努力で平和的解決を図るのが国民の生命・財産を守る政府の役割である。

よって、国及び政府においては、沖縄・南西諸島への自衛隊配備計画を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長 仲 野 弘 子

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

意見書案第 16 号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止とギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市議会議長

仲 野 弘 子 様

提 出 者 岸 本 典 子

立 道 秀 彦

石 黒 賀 津 子

林 ま り

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止とギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

2016年12月に国はカジノ等の合法化は、日本を経済成長させるための起爆剤になるとして、カジノの法制度化を視野に入れて特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、「統合型リゾート（IR）整備推進法」という。）を施行した。統合型リゾート（IR）整備推進法の成立に当たり衆議院、参議院それぞれの内閣委員会は、附帯決議でギャンブル等依存症対策を政府に求めており、政府は具体的な対策やその実施方法を、2017年夏を目途にとりまとめている。

しかし、ギャンブル等依存症対策を進めるならば、そもそもカジノは解禁にすべきではない。

政府は、カジノを観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資するものとしているが、カジノの収益から生まれる財源を当てにして国や地方公共団体が施策としてカジノ利用を推進するようなことになれば、これまでよりギャンブル等依存症に苦しむ人の増加に繋がる危険性がある。

これまで日本においては、カジノは賭博行為にあたることにより刑法第185条・第186条で禁止してきたが、明治以降、賭博行為が刑法で禁止されてきたのは、賭博行為が歴史的に多くの重大犯罪や人々の不幸を招いたからにほかならない。

現在でも特別法で定められた競馬、競輪等6種の公営賭博行為や、本来、パチンコ玉と景品を交換する遊戯であるはずのパチンコは、過度ののめり込みによる経済的破綻や、家庭崩壊・幼児の車内放置事故といった悲惨な事態を引き起こす等、多くの問題を生み出している。

さらに、より広い観点で捉えると、こうしたギャンブル等は、マネーロンダリングや反社会的勢力の関与、多重債務問題の再燃、青少年への悪影響、犯罪の誘発や治安の悪化等、大きな問題を引き起こす要因になる懸念があり、これらの事は政府自体も認識している。

カジノが解禁されると、ギャンブル等依存症患者が増え、こうした問題はますます深刻化し国民の暮らしに影響してくることは明らかである。

一方、厚生労働省の助成を受けた研究班は2013年、日本のギャンブル等依存症有病率は成人人口の4.8%、536万人だとする調査結果を公表した。諸外国の有病率が1%前後であるのに対して、日本はその5から6倍の高倍率で、すでに世界的にみてもギャンブル等依存症患者が多い国になっている。

ギャンブル等依存症は自己破産、多重債務、家庭崩壊、犯罪、自死等の深刻な問題を引き起こしてきたが、政府はその実態を十分に把握できておらず、具体的な対策もとられてこなかった。

それらの対策が無い現在、新たなギャンブル等依存症患者を増やさないためには、カジノを解禁するなどもってのほかであり、早急にギャンブル等依存症対策を推進すべきである。

よって、国及び政府においては、直ちに統合型リゾート（IR）整備推進法を廃止するとともに、ギャンブル等依存の実態把握、予防対策としてのギャンブル等依存予防教育の推進、相談窓口の拡充、アルコールや薬物の依存症と比べて医療機関と結びつくことが難しいギャンブル等依存症患者に対する治療体制整備、ギャンブル等への強い規制など抜本的対策に取り組むことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

大津市議会議長 仲野弘子

内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

あて